



接続約款変更認可申請書

西設相制第15号
平成29年2月2日

総務大臣
山本 早苗 殿

郵便番号 540-8511

おおさかふおおさかしちゅうおうくばんばちょう

住所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号

名称及び代表者の氏名

にしにつぼんでんしんでんわかぶしきがいしゃ

西日本電信電話株式会社

むらお かずとし

代表取締役社長 村尾 和 俊

登録の年月日及び番号

平成16年4月1日 第234号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、平成29年4月1日より実施します。
------	---------------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新
<p>第6章 責務 第2節 保守 (トラヒック又は回線数等の通知) 第50条 1～2 (略)</p> <p>第10章 料金等 第2節 接続料金の支払義務 (定額制の網使用料の支払義務) 第64条 1 (略) (1) (2)又は(3)以外 (略) (2)～(3) (略)</p> <p>(手続費の支払義務) 第68条 1 (略) (1)～(19) (略) (20) その協定事業者が光信号端末回線(端末回線伝送機能2-1-1-1第6欄ア欄に係るものに限ります。)、光信号中継回線(光信号中継伝送機能に係るものに限ります。)、光信号局内回線(光信号局内伝送機能に係るものに限ります。))又はルーティング伝送機能(閉門交換機接続ルーティング伝送機能を除きます。))に係る回線(以下「IP通信網回線」といいます。)の設置の申込みの承諾を受けたとき。</p>	<p>第6章 責務 第2節 保守 (トラヒック又は回線数等の通知) 第50条 1～2 (略) <u>3 一般収容局ルータ優先パケット識別機能及び一般中継局ルータ優先パケットルーティング伝送機能を利用する協定事業者(当該接続を開始する予定のある接続申込者を含みます。以下この項及び料金表(接続料金)第1(網使用料)1(適用)第26-2欄において同じとします。))は、当社が定める期日までに、別表3(様式)様式第24-4の書面により、見込み需要(各月末の契約数(協定事業者が一般収容局ルータ優先パケット識別機能を利用したサービスを提供するIP通信網サービスの回線数をいいます。以下料金表第1(網使用料)1(適用)第26-2欄及び2(料金額)2-1-3第6欄において同じとします。))及び各月の送受信データ量(一般中継局ルータ優先パケットルーティング伝送機能により送受信するデータ(Mbit 単位とし、送受信した信号が通信の相手先に到達しないものを含みます。))の量をいいます。以下同じとします。))とします。以下第69条及び第74条において同じとします。))を当社に通知することを要します。</u></p> <p>第10章 料金等 第2節 接続料金の支払義務 (定額制の網使用料の支払義務) 第64条 1 (略) (1) (2)、(3)又は(4)以外 (略) (2)～(3) (略) (4) <u>ルーティング伝送機能第6欄又は第7欄の場合</u> 前条に規定する機能の利用を開始する予定の期日を含む月から起算して当社の指定電気通信設備との接続を終了する予定の期日(協定の解除又は消滅があった場合はその期日とします。))を含む月までの期間</p> <p>(手続費の支払義務) 第68条 1 (略) (1)～(19) (略) (20) その協定事業者が光信号端末回線(端末回線伝送機能2-1-1-1第6欄ア欄に係るものに限ります。)、光信号中継回線(光信号中継伝送機能に係るものに限ります。)、光信号局内回線(光信号局内伝送機能に係るものに限ります。))又はルーティング伝送機能(閉門交換機接続ルーティング伝送機能、<u>一般収容局ルータ優先パケット識別機能及び一般中継局ルータ優先パケットルーティング伝送機能を除きます。))</u>に係る回線(以下「IP通信網回線」といいます。)の設置の申込みの承諾を受けたとき。</p>

第4節 料金の計算及び支払い
(定額制の網使用料及び網改造料の計算方法)

第69条
1～2 (略)

第74条 削除

第4節 料金の計算及び支払い
(定額制の網使用料及び網改造料の計算方法)

第69条
1～2 (略)

3 当社は、定額制の網使用料(第64条第1項第4号の規定に該当するものに限り、)は見込み需要と料金表第1(網使用料)との規定により計算します。

(網使用料の実績に基づく精算)

第74条 当社は、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)に規定するルーティング伝送機能第6欄又は第7欄について、その事業年度の見込み需要の実績値(以下この条において「当年度実績」といいます。)を把握したときは、第69条(定額制の網使用料及び網改造料の計算方法)第3項の規定に基づき計算した網使用料と、当年度実績と当年度実績によって算定した精算のための網使用料により計算した網使用料との差額を、協定事業者と精算するものとします。

2 送受信データ量の実績値は、当社の電気通信設備が優先パケット(技術的条件集別表26.5に規定する優先クラスに対応した転送優先度識別子を設定したIPパケットをいいます。以下同じとします。)を送受信した量とし、当社の機器により把握します。

3 当社は、当社の機器の故障等により送受信データ量の実績値を正しく把握することができなかった場合は、把握可能な実績(機器の故障等により正しく把握することができなかった日の初日(初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日)の属する暦月(第70条(従量制の網使用料の計算方法)に規定する暦月をいいます。以下この項において同じとします。))の前12暦月を最長として、その間の送受信データ量の累計をいいます。)に基づいて算出した1日平均の送受信データ量に送受信データ量を正しく把握できなかった期間の日数を乗じた値と、正しく把握することができた送受信データ量に基づき、当年度実績を把握することとします。この場合において、特別の事情があるときは、当社は協定事業者と協議するものとします。

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用

区 分	内 容
(1)～(27) (略)	(略)

2 料金額

2-1 端末回線伝送機能

2-1-1 基本額

2-1-1-1 基本料

月額

区 分		単 位	料金額	備 考
(1)～(8) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(9) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア 10Mbit/s から100Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに 4,992 円	—
		イ 200Mbit/s から1Gbit/s までの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに 8,065 円	

2-1-1-1の2～2-1-2 (略)

2-2～2-6の2 (略)

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用

区 分	内 容
(1)～(26) (略)	(略)
(26)-2 ルーティング伝送機能に係る料金の適用	<p>ア 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7欄で接続する一般収容局ルータ優先パケット識別機能及び一般中継局ルータ優先パケットルーティング伝送機能については、組み合わせて適用します。</p> <p>イ 一般収容局ルータ優先パケット識別機能に係る料金については、各協定事業者の適用事業年度の各月末における見込み契約数(第50条(トラヒック又は回線数等の通知)第3項に基づき、協定事業者が予め当社に提示しているものをいいます。)を乗じて算定した額を、各協定事業者に適用します。</p> <p>ウ 一般中継局ルータ優先パケットルーティング伝送機能に係る料金については、各協定事業者の適用事業年度の各月における見込み送受信データ量(第50条第3項に基づき、協定事業者が予め当社に提示しているものをいいます。)を乗じて算定した額を、各協定事業者に適用します。</p>
(27) (略)	(略)

2 料金額

2-1 端末回線伝送機能

2-1-1 基本額

2-1-1-1 基本料

月額

区 分		単 位	料金額	備 考
(1)～(8) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(9) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア 10Mbit/s から100Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに 4,775 円	—
		イ 200Mbit/s から1Gbit/s までの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに 7,125 円	

2-1-1-1の2～2-1-2 (略)

2-2～2-6の2 (略)

2-6の3 イーサネットフレーム伝送機能
 2-6の3-1 中継局イーサネットスイッチに係る部分の料金額

1 中継局イーサネットスイッチごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(中継局イーサネットスイッチに係るものに限ります。)	376,667円	—

2-6の3-2 都道府県の区域における通信に係る部分の料金額

都道府県の区域ごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(都道府県の区域における通信に係るものに限ります。)	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	96,130円
		20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	126,261円
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	148,191円
		40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	165,825円
		50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	180,725円
		60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	194,063円
		70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	206,229円
		80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	217,615円
		90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	227,828円
		100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	237,261円
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	311,671円
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	365,774円
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	409,723円
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	447,423円
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	481,218円
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	511,498円
		800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	539,045円
900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	565,029円		
	1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	589,061円	
	2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	776,658円	
	3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	914,266円	
	4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,027,272円	
	5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,124,656円	
	6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,211,495円	
	7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,290,915円	
	8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,363,696円	
	9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,431,790円	
	10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,495,979円	

2-6の3 イーサネットフレーム伝送機能
 2-6の3-1 中継局イーサネットスイッチに係る部分の料金額

1 中継局イーサネットスイッチごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(中継局イーサネットスイッチに係るものに限ります。)	226,111円	—

2-6の3-2 都道府県の区域における通信に係る部分の料金額

都道府県の区域ごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(都道府県の区域における通信に係るものに限ります。)	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	75,653円
		20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	98,863円
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	115,517円
		40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	129,362円
		50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	141,022円
		60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	151,121円
		70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	160,596円
		80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	169,134円
		90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	177,048円
		100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	184,338円
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	241,315円
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	282,683円
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	316,560円
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	345,442円
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	371,203円
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	394,778円
		800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	416,169円
900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	435,998円		
	1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	454,892円	
	2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	601,369円	
	3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	709,763円	
	4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	800,052円	
	5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	878,790円	
	6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	949,413円	
	7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,014,416円	
	8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,074,738円	
	9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,131,313円	
	10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,185,079円	

2-6の3-3 単位料金区域における通信に係る部分の料金額

単位料金区域ごとに月額

区 分		料金額	備考
イーサ ネット フレー ム伝送 機能	LAN型通信網によ り通信路の設定及び 伝送を行う機能（単 位料金区域における 通信に係るものに限 ります。）	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	186,471円
		20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	244,976円
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	287,579円
		40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	321,853円
		50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	350,826円
		60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	376,771円
		70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	400,444円
		80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	422,603円
		90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	442,490円
		100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	460,863円
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	605,974円
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	711,710円
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	797,760円
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	871,694円
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	938,056円
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	997,603円
		800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,051,850円
		900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,103,068円
		1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,150,500円
		2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,522,598円
3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,797,774円		
4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,025,247円		
5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,222,432円		
6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,399,172円		
7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,561,526円		
8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,711,007円		
9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,851,402円		
10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,984,224円		

2-7~2-12 (略)

2-6の3-3 単位料金区域における通信に係る部分の料金額

単位料金区域ごとに月額

区 分		料金額	備考
イーサ ネット フレー ム伝送 機能	LAN型通信網によ り通信路の設定及び 伝送を行う機能（単 位料金区域における 通信に係るものに限 ります。）	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	175,802円
		20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	229,733円
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	268,430円
		40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	300,598円
		50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	327,689円
		60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	351,152円
		70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	373,165円
		80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	393,001円
		90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	411,387円
		100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	428,322円
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	560,672円
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	656,751円
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	735,420円
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	802,482円
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	862,291円
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	917,021円
		800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	966,673円
		900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,012,698円
		1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,056,547円
		2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,396,380円
3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,647,711円		
4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,856,967円		
5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,039,383円		
6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,202,939円		
7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,353,436円		
8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,493,053円		
9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,623,964円		
10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,748,346円		

2-7~2-12 (略)

2-13 ルーティング伝送機能

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) 一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第8欄のうち一般収容局ルータで接続し、IP通信網(専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。)を利用した交換及び伝送を行う機能(SIPサーバと連携して提供するセッション制御の機能を除き、LANインタフェースにより1Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	一般収容局ルータにおける1IP通信網収容装置ごとに月額	1,382,496円	_____
(2) 一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7-2欄で接続し、IP通信網(専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。)を利用した交換及び伝送を行う機能(LANインタフェースにより10Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	1ポートごとに月額	3,875,000円	_____
(3)~(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(5) 関門交換機接続ルーティング伝送機能	IGSを経由して、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに	0.66978円	_____
		1秒ごとに	0.0096497円	_____

2-13 ルーティング伝送機能

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) 一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第8欄のうち一般収容局ルータで接続し、IP通信網(専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。)を利用した交換及び伝送を行う機能(SIPサーバと連携して提供するセッション制御の機能を除き、LANインタフェースにより1Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	一般収容局ルータにおける1IP通信網収容装置ごとに月額	1,514,714円	_____
(2) 一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7-2欄で接続し、IP通信網(専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。)を利用した交換及び伝送を行う機能(LANインタフェースにより10Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	1ポートごとに月額	4,041,667円	_____
(3)~(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(5) 関門交換機接続ルーティング伝送機能	IGSを経由して、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに	0.62240円	_____
		1秒ごとに	0.0060566円	_____
(6) 一般収容局ルータ優先パケット識別機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7欄で接続し、一般収容局ルータにおいて、優先パケットを識別する機能	1契約数ごとに月額	1.88円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。
(7) 一般中継局ルータ優先パケットルーティング伝送機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7欄で接続し、ISP接続用ルータと一般収容局ルータの間において、IP通信網(専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。)を利用した優先パケットに係る交換及び伝送を行う機能	1Mbitまでごとに月額	0.037654円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。

第2 網改造料

1-1 網改造料の対象となる機能

区 分	内 容	備考
(1)～(66) (略)	(略)	(略)

別表3 様式

様式第1～第24-3 (略)

第2 網改造料

1-1 網改造料の対象となる機能

区 分	内 容	備考
(1)～(66) (略)	(略)	(略)
(67) 優先パケットの利用に係る機能	優先パケットを利用した通信を行うにあたり、協定事業者の契約者ごとの申込受付及び一般収容局ルータへの回線情報の設定並びに送受信データ量の把握を行う機能	I P o E 接続を利用している協定業者に適用します。

別表3 様式

様式第1～第24-3 (略)

様式第24-4 (第50条第3項関係)

一般収容局ルータ優先パケット識別機能及び一般中継局ルータ優先パケットルーティング伝送機能に係る見込み需要通知書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)
氏名 印

貴社接続約款第50条(トラヒック又は回線数等の通知)第3項の規定により、一般収容局ルータ優先パケット識別機能及び一般中継局ルータ優先パケットルーティング伝送機能に係る見込み需要について、以下の通り通知します。

1. 平成 年度の見込み年間契約数

	契約数(累計)
4月末	回線
5月末	回線
6月末	回線
7月末	回線
8月末	回線
9月末	回線
10月末	回線
11月末	回線
12月末	回線
1月末	回線
2月末	回線
3月末	回線

2. 平成 年度の見込み年間送受信データ量

	送受信データ量
4月	Mbit
5月	Mbit
6月	Mbit
7月	Mbit
8月	Mbit
9月	Mbit
10月	Mbit
11月	Mbit
12月	Mbit
1月	Mbit
2月	Mbit
3月	Mbit

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 契約数（累計）は、一般収容局ルータ優先パケット識別機能を利用したサービスを提供するIP通信網サービスの回線数を記入すること。

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、平成29年4月1日から実施します。ただし、平成29年4月1日を超えて認可を受けた場合は、認可を受けた後、速やかに実施し、料金表の料金額（第1表（接続料金）第1（網使用料）2-13第6欄及び第7欄を除きます。）については、平成29年4月1日に遡及して適用します。